

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※₁でも 臨時給付金を受給できる場合があります

受給には申請が必要です

- DV等で住所地※₂以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受け取ることができる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、**現在、長岡市にお住まいの場合は受け取る**ことができます。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

※₁ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※₂ このリーフレットで「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり10万5千円を支給します。

① 令和4年度「**住民税非課税**」の世帯

② 令和4年度住民税課税世帯においても、それ以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、「**住民税非課税相当**」※₃となった世帯

※₃ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

申請期間と給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
申請期間：令和4年6月28日（火）～令和4年9月30日（金）※必着
- 市HP掲載の申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市役所福祉窓口に**郵送または直接提出してください。**
【郵送先：〒940-0062 長岡市大手通2-6 非課税世帯等臨時特別給付金室】

- この給付金には、原油価格高騰による光熱費等への対応のための**長岡市助成分（1世帯あたり5千円）が含まれています。**



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、**長岡市給付金専用コールセンター**にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をご提出ください。


お問い合わせ

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 平日9:00～20:00

長岡市給付金専用コールセンター

 **0258-39-2347**

受付時間 平日8:30～17:15